

令和3年岬町要綱第12号

岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

制 定 令和元年7月1日

最終改正 令和3年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岬町補助金等交付規則(平成5年3月31日規則第10号)に定めるもののほか、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅(以下「危険住宅」という。)の移転を促進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)及び大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和63年10月19日施行)に基づき、危険住宅の移転を行う者に対して交付する岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付対象となる危険住宅は、町内に存する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条に基づき土砂災害特別警戒区域として大阪府が指定した区域(以下「土砂災害特別警戒区域」という。)内の既存不適格住宅で、現に居住しているものとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 前条に規定する補助対象住宅の所有者であること。
- (2) 本町が賦課する税及び税外収入金を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係である団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 危険住宅の除却のみを行う事業
- (2) 危険住宅の除却を行い、土砂災害特別警戒区域以外の地域に当該住宅に代わる住宅(以下「代替住宅」という。)を購入及び改修する事業で、当該購入に要する資金の一部又は全部を金融機関から借り入れるもの
- (3) 危険住宅の除却を行い、土砂災害特別警戒区域以外の地域に代替住宅を建設する事業で、当該建設に要する資金の一部又は全部を金融機関から借り入れるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たすものに

については補助の対象としない。

- (1) 当該補助対象住宅と同一敷地内に存する他の住宅の除却について、この要綱に基づく補助金の交付を受けている場合
- (2) 当該補助対象住宅の除却について、国その他の機関から補助金等の交付を受けている場合
- (3) 代替住宅の購入及び改修または代替住宅の建設について、代替住宅が岬町外に存する場合  
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 危険住宅の除却に要する経費（跡地整備に要する経費を含む。）
- (2) 前条に掲げる事業に伴う動産移転経費
- (3) 危険住宅の除却後に代替住宅を建設する場合にあっては、当該建設が完了するまでの間に居住する住宅を賃借するための経費（敷金を除き、入居の日から3月を経過する日までの家賃に限る。）
- (4) 代替住宅の購入及び改修又は代替住宅の建設のために金融機関から借り入れた資金に係る利子分  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で町長が定める額とし、次の各号に定める額の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに掲げる経費の合計額又は975,000円のいずれか少ない額
- (2) 前条第4号に掲げる経費のうち、新規住宅の土地の購入に係る利子総額（年利率8.5%を限度とする。）又は960,000円のいずれか少ない額
- (3) 前条第4号に掲げる経費のうち、新規住宅の建物の購入及び改修若しくは新規住宅の建設に係る利子総額（年利率8.5%を限度とする。）又は3,250,000円のいずれか少ない額  
(事前協議)

第7条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、初年度の補助金交付申請前に、補助対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、事前に協議を行わなければならない。  
(補助金の交付の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象事業に着手する前に、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる事業 次に掲げる書類

- ア 危険住宅及びその敷地の登記事項証明書（未相続地にあつては、相続関係を明らかにした書類を含む。）
  - イ 危険住宅の位置図、平面図及び現況の外観写真
  - ウ 資金計画書（様式第2号）
  - エ 第5条第1号及び第2号に掲げる経費の見積書の写し
  - オ 同意書（様式第3号）
  - カ その他町長が必要があると認める書類
- (2) 第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事業次に掲げる書類
- ア 前号アからオまでに掲げる書類
  - イ 代替住宅を建設する場合にあつては、第5条第3号に掲げる経費の見積書の写し
  - ウ 代替住宅の購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ）及び改修又は代替住宅の建設に要する経費の見積書の写し
  - エ 代替住宅の購入及び改修又は代替住宅の建設のために金融機関から借り入れた資金に係る借入明細書の写し
  - オ 代替住宅の位置図及び平面図
  - カ 代替住宅を建設する場合にあつては、代替住宅を建設する前の敷地及び周囲の状況が分かる写真
  - キ その他町長が必要があると認める書類
- （補助金の交付の決定）

第9条 町長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）又は岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第10条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指

示を受けること。

(5) 危険住宅の解体に伴い必要な手続や発生した廃材の処理等は、関係法令を遵守し、適正に行うこと。

(6) この要綱及び関係法令を遵守すること。

(7) その他町長が必要があると認める条件

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付取下げ書(様式第6号)を町長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第12条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書(様式第8号)又は岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号。以下「交付決定取消通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(着手届)

第13条 補助事業者は、補助事業の着手7日前までに、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業着手届(様式第10号)を町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、指定された期日までに岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる事業

次に掲げる書類

ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条の規定による届出書の写し

イ 危険住宅の除却工事の請負に係る内訳及びその根拠となる契

約書等の写し

- ウ 危険住宅の除却後の跡地の写真
- 工 第5条第1号及び第2号に掲げる経費の領収書の写し
- オ その他町長が必要があると認める書類
- (2) 第4条第1項第2号に掲げる事業 次に掲げる書類
  - ア 前号アから工までに掲げる書類
  - イ 代替住宅の写真
  - ウ 住所変更後の住民票
  - 工 代替住宅の売買契約書の写し
  - オ 代替住宅の購入及び改修に要する費用の領収書の写し
  - 力 代替住宅の購入のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書の写し及び登記事項証明書
  - キ 借入金の利率及び利子総額を証する金融機関の証明書
  - ク その他町長が必要があると認める書類
- (3) 第4条第1項第3号に掲げる事業 次に掲げる書類
  - ア 前号アからウまでに掲げる書類
  - イ 第5条第3号に掲げる経費の領収書の写し
  - ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の確認済証の写し
    - 工 建築基準法第7条第5項の検査済証の写し
    - オ 代替住宅の建設の工事請負契約書の写し
    - 力 代替住宅の建設に要する費用の領収書の写し
    - キ 代替住宅の建設のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書の写し及び登記事項証明書
    - ク 借入金の利率及び利子総額を証する金融機関の証明書
    - ケ その他町長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第12号。以下「確定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 町長の承認を受けずに補助事業を変更し、中止し、若しくは廃止し、又は補助事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 町長の指示に従わないとき。
- (6) この要綱及び関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、岬町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書(様式第14号)により、補助事業者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第19条 町長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、補助事業者に報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で、町職員に補助対象住宅等に立ち入らせ、現況等の調査若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問等をさせることができる。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月 日付け岬土第 号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。